



令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書



令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）、追加健診、特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）、滋賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）（以下「健康診査」という。）について、別紙1「委託元市町一覧表」に掲げる栗東市ほか18市町（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、健康診査、追加健診（健康診査）（以下「健診等」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）に基づき、別紙2健診等内容表「1. 特定健康診査等の健診内容」のとおりとする。
 - (2) 追加健診の検査項目については、血清クレアチニン、eGFR、尿酸、尿潜血、ヘモグロビンA1c（健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定し、空腹時においては、空腹時血糖とヘモグロビンA1cを測定する。）とする。
 - (3) 健康診査は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が定める滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の健康診査実施要綱に基づき、別紙2健診等内容表「2. 健康診査の健診内容」のとおりとする。
 - (4) 追加健診（健康診査）の検査項目については、血清クレアチニン、eGFRとする。
- 2 第1項の規定にかかわらず治療中の者に対して、本来実施すべき健診を行わず既に実施済みの検査結果等を活用して特定健康診査項目に係る情報の提供を行う場合は、別紙2-2「治療中患者情報提供票」にて行うものとする。
- 3 業務は、別紙3に掲げる乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。）で行うものとする。
なお、原則として契約締結後の実施機関の追加、削除は行わないこととするが、次の条件下において実施機関の追加等が実施できるものとする。
- (1) 新規条件での折衝・契約は行わず、既存の契約への追加（実施機関一覧表への追加）のみを行う。
 - (2) 追加等については、4半期毎に行う。（但し、6月末、9月末、12月末のみ、3月は行わない）なお、乙は甲に書面により通知するものとし、これにより変更契約をすることなく実施機関一覧表の変更がなされたものとする。
- 4 特定健康診査、追加健診及び健康診査、追加健診（健康診査）において、実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく結果通知表に追加健診をえたもの（実施分のみ）を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め

るために必要な情報を提供するものとする。

- 5 治療中患者情報の提供において、実施機関は、終了後速やかに所定の用紙を作成し、情報提供を同意した者に通知するものとする。
- 6 特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、健康診査、追加健診（健康診査）及び特定保健指導の実施結果については、終了後速やかに実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データ（治療中患者情報の提供については所定の用紙とする。）として作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。本契約においては滋賀県国民健康保険団体連合会。）への送付を行うものとする。

（健診等の対象者）

第3条 健診等の対象者は、実施機関に次の各号に示す受診券等を提示した者とし、当該実施機関において、有効期限、特定保健指導開始日等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

- (1) 特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供の対象者は、被保険者証及び甲が発行する特定健康診査受診券
- (2) 特定保健指導の対象者は、被保険者証及び甲が発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）
- (3) 健康診査、追加健診（健康診査）の対象者は、被保険者証及び甲が発行する健康診査受診券

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料の単価）

第5条 委託料の単価は、別紙4「料金内訳書」のとおりとする。

（消費税法等の改正に伴う委託料の取扱い）

第6条 この契約において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率又は地方税法第72条の83に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した健診等に係る委託料は変更後の税率を適用して計算する。

- 2 前項における具体的な取扱いは、厚生労働省が発出している「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」（平成30年12月25日付け事務連絡）に準拠するものとする。

（委託料の請求）

第7条 実施機関は、特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供及び健康診査、追加健診（健康診査）については終了後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、第5条の委託料のうち特定健康診査受診券、特定保健指導利用券等、健康診査受診券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4「料金内訳書」に定める支払い条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

ただし、やむを得ない場合は、実施機関は甲に直接請求をすることができるものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理

組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を探るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。ただし、治療中患者情報の提供については、情報提供票を添付のうえ所定の用紙により代行機関に請求する。

- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。
- 4 特定保健指導においては、第2項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部又は全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第8条 甲は、実施機関から代行機関を通じて前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適當と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データ（紙データ含む）を受理した月の翌月の末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。ただし、実施機関から甲に直接請求があった場合は、甲は実施機関に直接支払うことができるものとする。

- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて実施機関に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 実施機関は前項の返戻を受けた場合において、再度、前条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

- 第9条 実施機関において、第3条第1項各号に掲げる書類を確認せずに健診等を実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、第3条第1項各号に掲げる書類を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。ただし、資格喪失後受診など、やむを得ない場合は、甲は実施機関に直接支払うことができるものとする。
 - 3 実施機関において、第3条第1項各号に掲げる書類に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
 - 4 特定保健指導の動機付け支援・積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの費用を別紙4の料金内訳書に基づき代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
 - 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を別紙4の「料金内訳書」に基づき

代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第7条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む。）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第11条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び甲において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第14条 第1条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(業務等の調査等)

第15条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

- 第16条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協議)

- 第18条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

委託者（甲）

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市ほか18市町契約代表者

栗東市長 竹村 健



受託者（乙）

滋賀県栗東市緑一丁目10番7号

一般社団法人滋賀県医師会

会長 高橋 健太郎



(別紙)

令和7年4月1日

委任状

(委任者) 住 所 大津市御陵町3番1号

保険者名 大津市

代表者名 大津市長 佐藤健司



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別 紙)

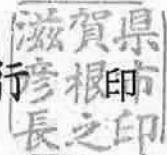
令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 彦根市元町4番2号

保険者名 彦根市

代表者名 彦根市長 和田 裕 行



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

（代理人） 住所：滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名：栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

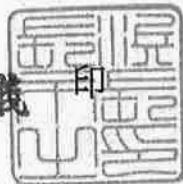
令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県長浜市八幡東町632番地

保険者名 長浜市

代表者名 長浜市長 浅見宣義



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

保険者名 近江八幡市

代表者名 近江八幡市長 小西 理



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

保険者名 東近江市

代表者名 滋賀県東近江市長 小椋正清



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

令和7年4月1日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

保険者名 草津市

代表者名 草津市長 橋 川



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

保険者名 守山市

代表者名 守山市長森中高史 印

私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

保険者名 野 洲 市

代表者名 滋賀県野洲市長 櫻 本 直 樹 印



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

保険者名 湖 南 市

代表者名 湖南市長 松浦加代子



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健



(別紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委任状

(委任者) 住所

保険者名 滋賀県甲賀市

代表者名 滋賀県甲賀市長 岩永裕貴



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

（代理人） 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別 紙)

令和7年4月1日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県高島市新旭町北畠565番地

保険者名 高島市

代表者名 高島市長 今 城 克 啓



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健



(別紙)

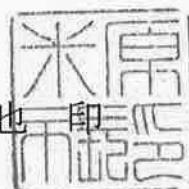
令和 7 年 4 月 1 日

委任状

(委任者) 住 所 滋賀県米原市米原 1016 番地

保険者名 米原市

代表者名 米 原 市 長 角 田 航 也



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

保険者名 日野町

代表者名 日野町長 堀江 和博



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 1 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

保険者名 竜王町

代表者名 竜王町長 西田 秀治



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健康診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別紙)

令和7年4月1日

委任状

(委任者) 住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

保険者名 愛 荘 町

代表者名 愛荘町長 有村国知

印

私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

(別 紙)

令和 7 年 4 月 / 日

委 任 状

(委任者) 住 所 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畠375番地

保険者名 豊郷町

代表者名 豊郷町長 伊藤定勉



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市 長 竹 村 健

(別紙)

令和7年十月一日

委任状

(委任者) 住 所 滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1

保険者名 甲良町

代表者名 甲良町長 寺本純二



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

（代理人）住所：滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名：栗東市

市長 竹村 健

(別紙)

令和7年4月1日

委任状

(委任者) 住 所 滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地

保険者名 多賀町

代表者名 多賀町長 久保久良



私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

特定健康診査等（別紙1）の実施に関する滋賀県医師会との「令和7年度特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導、後期高齢者健診査、追加健診（健康診査）委託契約書」を締結すること

記

(代理人) 住所 : 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

氏名 : 栗東市

市長 竹村 健

日野町	529-1698	滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地	0748-52-6584	<input type="circle"/>								
竜王町	520-2592	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地	0748-58-3702	<input type="circle"/>								
愛荘町	529-1380	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地	0749-42-7692	<input type="circle"/>								
豊郷町	529-1169	滋賀県犬上郡豊郷町石畠375番地	0749-35-8117	<input type="circle"/>								
甲良町	522-0244	滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1	0749-38-5063	<input type="circle"/>								
多賀町	522-0341	滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地	0749-48-8114	<input type="circle"/>								

※ 1 特定健康診査、追加健診、治療中患者情報の提供、特定保健指導(動機付け支援、積極的支援、健診当日初回面接(動機付け支援・積極的支援)、健康診査、追加健診(健康診査)の欄について、委託する場合に「○」を記入。

なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者にのみ実施することとする。

健診等内容表

1. 特定健康診査等の健診内容

区分		内容		
特定健康診査※2	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)	空腹時中性脂肪	
			随時中性脂肪 ※7	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール	
		肝機能検査	AST(GOT)	
			ALT(GPT)	
			γ-GT(γ-GTP)	
		血糖検査※4	空腹時血糖	
			ヘモグロビンA1c(NGSP値)	
		尿検査※5	糖	
			蛋白	
	追加健診		血清クレアチニン及びeGFR ※6	
			尿酸	
			尿潜血	
			ヘモグロビンA1c(NGSP値) ※4	
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※3	貧血検査	赤血球数	
			血色素量	
			ヘマトクリット値	
		心電図検査	心電図検査	
			眼底検査	
		血清クレアチニン及びeGFR ※6		
特定保健指導	動機付け支援	1. 面接による支援(次のいずれか) ①1人20分以上の個別支援 ②1グループおおむね80分以上のグループ支援(1グループおおむね8名以下とする。) 2. 実績評価 ①3ヶ月経過後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施 ※詳細は、別添「特定保健指導「動機付け支援」業務仕様書」とおり		
		初回時面接の形態 動機付け支援と同様の支援		
		実施ポイント数	アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180 ポイント以上の支援を実施すること	
	積極的支援	3ヶ月以上の継続的な支援	①支援の内容及び基本的なポイントは、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」【令和6年度版】を参照のこと ※詳細は、別添「特定保健指導「積極的支援」業務仕様書」とおり	
			3ヶ月経過後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。なお、実施機関が受診者に連絡したものとの結果説明を受けに来ない場合は、実施機関から受診者に結果通知表を郵送するものとする。
- ※3 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※4 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定することとする。空腹時においては、空腹時血糖と追加健診としてヘモグロビンA1cを測定することとする。
- ※5 生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかつた場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。
- ※6 血清クレアチニン及びeGFRは、追加健診として実施するか詳細な健診の項目として実施するかは医師の判断による。
- ※7 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、隨時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。（空腹時とは絶食10時間以上とする。）

特定保健指導「動機付け支援（動機付け支援相当）」業務仕様書

1. 委託業務

（1）業務名 特定保健指導「動機付け支援」業務

（2）業務概要

高齢者の医療の確保に関する法律第24条、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第7条及び厚生労働省告示第91号に定めるところにより、特定保健指導「動機付け支援」を行う。

（3）基本的事項

- ①自分自身で健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な行動を継続的に実践できるようになることが目的である。
- ②特定保健指導が必要な対象者が受けやすい体制を整える。
- ③指導者は、専門的な知識と技術により、対象者が定着可能な計画や目標の設定を行うことについて、効果が上がるよう保健指導・支援を行う。

（4）業務内容

①特定保健指導業務委託料

特定保健指導業務委託料の経費は、面接による支援実施後、終了時評価実施後の2回払いとする。結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を探るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

②特定保健指導の記録

特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等については、保険者が一部または全部を実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は保険者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

2. 動機付け支援プログラムについて

（1）目的：対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになること。

（2）対象者：別紙「特定保健指導階層化の流れ」参照

特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び保険者の発行する特定保健指導利用券等を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施すること。

（3）実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

（4）実施会場：滋賀県医師会会員のうち、特定保健指導登録医療機関

（5）内容の基本事項：特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第7条及び、厚生労働省告示第91号を遵守する。

(6) 保健指導実施方法

①実施形態

〈面接による支援〉次のいずれか

○1人20分以上の個別支援

○1グループおおむね80分以上のグループ支援。なお1グループはおおむね8名以下とする。

〈3か月経過後の評価〉次のいずれか

○個別支援 ○グループ支援 ○電話 ○電子メール 等

面接による評価が望ましいが、電話等でもよい。

②実施内容

〈面接による支援〉

- ・生活習慣と健診結果との関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得、生活習慣の振り返り等から、対象者が生活習慣改善の必要性に気付き、自分のこととして重要であることを認識できるように支援する。
- ・対象者が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活習慣を続けるデメリットについて理解できるように支援する。
- ・対象者の生活習慣の振り返り、行動目標や行動計画、評価時期の設定について話し合い、それらの設定や策定ができるように支援する。
- ・体重・腹囲の計測方法について説明する。
- ・食生活、身体活動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。
- ・必要な社会資源を紹介し、対象者が有効に活用できるように支援する。

〈行動計画の実績評価〉

- ・行動計画の実績評価は、対象者の行動変容の成果を把握すると共に、保健指導の質を評価するものである。
- ・設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。
- ・必要に応じて評価時期を設定して、対象者が自ら評価すると共に、3か月経過後に保健指導実施者による評価を行い、評価結果を対象者に提供する。
- ・評価項目は対象者自身が自己評価できるように設定するが、体重および腹囲は必須である。
- ・今後、どのようにしていきたいか確認し、取組がうまく進まない場合や状態の改善が見られなかつたり、悪化が想定される場面についての対応策を助言する。
- ・次年度にも継続して健診を受診するよう勧める。
- ・特定保健指導利用者に対する実績評価に際し、電話・FAXもしくは手紙等による督促を行ったにもかかわらず確認が取れず、評価ができない場合は、督促の実施記録（「実績評価ができない場合の確認回数」を医療保険者に報告）をもって終了とみなす。
- ・行動計画の実績評価の実施者は、初回面接を行った者と同一の者とすることを原則とするが、統一的な実施計画及び報告書を用いる、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされている場合は、初回面接を行った者以外の者が評価を実施しても差し支えない。また、保険者と保健指導の外部委託先との間で適切に対象者の情報が共有され、保険者が当該対象者に対する保健指導全体の総括・管理を行う場合は、初回面接実施者、実績評価を行う者が同一機関であることを要しない。

特定保健指導「積極的支援」業務仕様書

1. 委託業務

(1) 業務名 特定保健指導「積極的支援」業務

(2) 業務概要

高齢者の医療の確保に関する法律第24条、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第8条及び厚生労働省告示第91号に定めるところにより、特定保健指導「積極的支援」を行う。

(3) 基本的事項

- ①初回面接支援以降3ヶ月以上の継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けて必要な生活習慣改善の実践（行動）について特定保健指導支援計画に基づいて定期的な支援を実施する。支援プログラム終了後には、改善が図られた後の行動を対象者が継続できることをめざす。
- ②健診結果やその経年変化等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、対象者の健康に関する考えを受け止め、対象者が考える将来の生活像を明確にする。その上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように支援する。
- ③支援者は対象者の行動目標を達成するために必要な支援計画をたて、行動が継続できるよう定期的に介入する。

(4) 業務内容

①特定保健指導業務委託料

特定保健指導業務委託料の経費は、初回時の面接による支援終了後、実績評価終了後の2回払いとする。但し、3ヶ月以上の継続的な支援中に脱落等により終了した場合は、実施済ポイント数の割合を乗じた金額を支払。結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を探るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

②特定保健指導の記録

特定保健指導支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等については、保険者が一部または全部を実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は保険者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

2. 積極的支援プログラムについて

- (1) 目的：定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践(行動)に取り組みながら、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることをめざす。
- (2) 対象者 別紙「特定保健指導階層化の流れ」参照
特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び保険者の発行する特定保健指導利用券等を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施すること。
- (3) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 実施会場：滋賀県医師会会員のうち、特定保健指導登録医療機関
- (5) 内容の基本事項：特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第8条、及び、厚生労働省告示第91号を遵守する。
- (6) 保健指導実施方法
① 支援内容及び支援形態
詳細については、標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】及び特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）参照

○初回時の面接による支援
○動機付け支援の〈面接による支援〉と同様の支援。

○3か月以上の継続的な支援
○アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施するものとする。
継続的な支援は、個別支援、グループ支援、電話、電子メール等のいずれか、もしくはいくつかを組み合わせて行う。

②継続的な支援のポイント構成

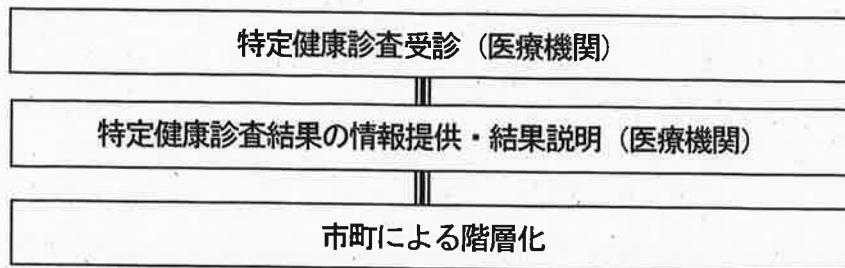
アウトカム評価	腹囲 2.0cm 以上かつ 体重 2.0kg 以上減少	180p
	腹囲 1.0cm 以上かつ 体重 1.0kg 以上減少	20p
	食習慣の改善	20p
	運動習慣の改善	20p
	喫煙習慣の改善（禁煙）	20p
	休養習慣の改善	20p
プロセス評価	個別支援	支援 1 回当たり 70p 支援 1 回当たり最低 10 分間以上
	グループ支援	支援 1 回当たり 70p 支援 1 回当たり最低 40 分間以上
	電話	支援 1 回当たり 30p 支援 1 回当たり最低 5 分間以上
	電子メール等	支援 1 往復当たり 30p 1 往復=特定保健指導者実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやりとりを行うことをいう。
	早期実施	健診当日の初回面接 20p
		健診後 1 週間以内の初回面接 10p

③留意点

(支援ポイントについて)

- 1 日に 1 回の支援のみカウントすることとし、同日に複数の支援形態による支援を行った場合は、最もポイントの高い支援形態のもののみをカウントする。
- 保健指導と直接関係のない情報（保健指導に関する専門的知識・技術の必要ない情報：次回の約束や雑談等）のやりとりは支援時間に含まない。
- 電話又は電子メールによる支援においては、双方向による情報のやり取り（一方的な情報の提供（ゲームやメーリングリスト等による情報提供）は含まない）をカウントする。
- 電話又は電子メールのみで継続的な支援を行う場合には、電子メール、FAX、手紙等により、初回面接支援の際に作成した行動計画の実施状況について記載したものの提出を受けること。なお、当該行動計画表の提出や、作成を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、継続的な支援としてカウントしない。
- 特定保健指導利用者に対する実績評価に際し、電話・FAXもしくは手紙等による督促を行ったにもかかわらず確認が取れず、評価できない場合は、督促の実施記録（「実績評価ができない場合の確認回数」を医療保険者に報告）をもって終了とみなす。

特定保健指導階層化の流れ



特定保健指導の対象者判定のための階層化の基準

腹囲	追加リスク I ①血糖 ②脂質 ③血圧	追加リスク II ④喫煙歴	対象年齢	
			40~64歳	65~74歳
$\geq 85\text{ cm}$ (男性) $\geq 90\text{ cm}$ (女性) (もしくは内臓脂肪 $\geq 100\text{ cm}^3$)	2つ以上該当 1つ該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
上記以外で $BMI \geq 25$	3つ該当 2つ該当 1つ該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援

※ 追加リスク I の判定値

①血糖：空腹時血糖 100 mg/dl 以上、またはヘモグロビンA1c 5.6% (NGSP値) 以上

②脂質：空腹時中性脂肪 150 mg/dl 以上、または随時中性脂肪 175 mg/dl 以上、
またはHDL 40 mg/dl 未満

③血圧：収縮期 130 mmHg 以上、または拡張期 85 mmHg 以上

※ 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※ 65~74歳の者は、積極的支援の分類になった場合でも動機付け支援の対象とする。

※ 糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用中の者については、継続的に医療機関を受診しているので、生活習慣の改善支援については、医療機関において継続的な医学管理の一環として行われることが適当である。そのため、医療保険者による特定保健指導を義務とはしない。しかしながら、きめ細やかな生活習慣改善支援や治療中断防止の観点から、主治医と保険者が連携した上で保健指導を行うことも可能である。

2. 健康診査の健診内容

区分	内容	
	既往歴の調査(喫煙習慣等の状況に係る調査を含む) 自覚症状及び他覚症状の検査	
基本的な 健診の項目 ※1	身体計測	身長
		体重
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)	空腹時中性脂肪
		随時中性脂肪 ※3
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ-GT(γ-GTP)
	血糖検査 ※2 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
		ヘモグロビンA1c(NCSP値)
	尿検査	糖
		蛋白
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※4		貧血検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)
	追加健診	
	血清クレアチニン及びeGFR	

- ※1 健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。なお、実施機関が受診者に連絡したものとの結果説明を受けに来ない場合は、実施機関から受診者に結果通知表を郵送するものとする。
- ※2 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。
- ※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食10時間以上とする。)
- ※4 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

治療中患者情報提供票

※原本は請求書とともに提出
※2部コピー(本人用、実施機関用)

【健診機関記入欄】

実施形態：個別健診：1

カナ氏名		健診実施日	令和 年 月 日
		保険者番号	0 0
生年月日 (和暦)	年 月 日	被保険者証番号	
		受診券整理番号	

当てはまる数字に○をしてください。

質問欄	既往歴
血压降下剤の使用 1 有 2 無	1 特記すべきことなし
糖尿病剤の使用 1 有 2 無	2 特記すべきことあり (該当する項目に○を記入)
高脂血症用剤の使用 1 有 2 無	1 高血压 2 糖尿病 3 脂質異常症(高脂血症) 4 高尿酸血症
習慣性喫煙 1 有 2 無	5 慢性腎臓病(CKD) 6 肝臓病 7 結核 8 痛風
	9 他()
自覚症状	1 特記すべきことなし 2 特記すべきことあり (具体的に記入) []

診察所見(他覚所見)： 1 異常所見無し 2 所見有り()

健診項目	項目	結果	項目	結果	
	身体計測	身長	cm	血糖検査※2	空腹時血糖 mg/dl
		体重	kg	HbA1c	%
		腹囲	cm	随時血糖	mg/dl
血圧	収縮期血圧	mmHg	尿検査※3	※未実施理由 未実施時(いなければ)に○を記入	
	拡張期血圧	mmHg	糖	— 土 + 2+ 3+以上	
血中脂質検査※1	空腹時中性脂肪	mg/dl	蛋白	— 土 + 2+ 3+以上	
	随時中性脂肪	mg/dl	尿潜血	— 土 + 2+ 3+以上	
	HDL-コレステロール	mg/dl	尿酸	mg/dl	
	LDL-コレステロール	mg/dl	クレアチニン	mg/dl	
肝機能検査	AST(GOT)	U/I	eGFR	ml/min/1.73m ²	
	ALT(GPT)	U/I			
	γ-GT(γ-GTP)	U/I			

※1 令和6年度以降の中性脂肪については、いずれかの記載が必要。令和5年度以前については空腹時中性脂肪の欄に記載。

※2 いずれかの記載が必要。但し、複数項目を測定している場合はいずれも記入。随時血糖は食後3.5時間以上10時間未満。

※3 尿検査について、生理中の女性、腎疾患等の基礎疾患により排尿障害を有している者は未実施でも可。但し、未実施理由の記載が必要。

※4 追加健診を測定している場合は記入。

注) 健診項目の「※4」以外は必須。

医師の判断 (該当する項目に○を記入)	健診機関情報 (可能な限りゴム印を押印)
1 今回の健診結果では異常を認めない	健診機関番号
2 異常を認める 〔異常を認める場合は以下項目にも○を記入 複数選択可〕	医療機関名称
1 日常生活に注意し、経過観察	所在地
2 2~3ヶ月後に再検査を勧める	判定医師名
3 要受診	
4 現在治療中の病気は引き続き治療を続ける	

【本人記入欄：本人の同意欄(自筆)】

注) 記入が困難な方の場合は、健診機関従事者の代筆で可。その場合、代筆者が代筆欄に記名してください。

特定健康診査実施に代えるため、この情報提供票を加入保険者に提出することに同意いたします。

令和 年 月 日

本人の場合

代筆の場合

氏名

氏名

別紙4

料金内訳書

1. 特定健康診査等の料金

区分	1人当たり委託料単価 (上段:税抜、下段:税込)	支払条件等
基本的な健診の項目	7,908 円 (8,699 円)	
追加健診	582 円 (640 円)	
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	210 円 (231 円)
	心電図検査	1,300 円 (1,430 円)
	眼底検査	3,465 円 (3,812 円)
	血清クレアチニン検査及びeGFR	0円
特定保健指導動機付け支援(動機付け支援相当)	8,572 円 (9,429 円)	◎面接による支援終了後、自己負担額を徴収 左記金額から自己負担分を差し引き、残る金額が保険者負担額となる。 ①面接による支援終了後 保険者負担額の8/10(7,543円)を支払 ②実績評価終了後 残る保険者負担額の2/10(1,886円)を支払
特定保健指導積極的支援	33,334 円 (36,667 円)	◎初回時の面接による支援終了後、自己負担額を徴収 左記金額から自己負担分を差し引き、残る金額が保険者負担額となる。 ①初回時の面接による支援終了後 保険者負担額の4/10(14,667円)を支払 ②実績評価終了後 残る保険者負担額の6/10(22,000円)を支払 (内訳:3ヶ月以上の継続的な支援が5/10(18,333円)、実績評価が1/10(3,667円)) ※3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、保険者負担額の5/10(18,333円)に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払
治療中患者情報の提供	3,000 円 (3,300 円)	情報提供後に一括支払

2. 特定健康診査と追加健診を同時に実施した場合の料金

区分	1人当たり委託料単価 (上段:税抜、下段:税込)	支払条件等
特定健康診査の基本的な健診の項目と追加健診の同時実施	8,490 円 (9,339 円)	左記金額から自己負担分を差し引き、 健診実施後一括支払

3. 健康診査の料金

区分	1人当たり委託料単価 (上段:税抜、下段:税込)	支払条件等
基本的な健診の項目	7,908 円 (8,699 円)	
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査 585円 (644円)	健診実施後に一括支払
追加健診	0円	

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。(実施機関の責により実施できなかった場合は、費用を請求できない。)

- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
- ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかつた場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者に連絡し、協力を求める。

- ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

